

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 静岡県社会福祉士会

②施設・事業所情報

名称：とらのこ保育園	種別：保育所
代表者氏名：山本 久美	定員（利用人数）： 90（100）名
所在地：静岡県御殿場市川島田 1073-1	
TEL：0550-88-0223	ホームページ： http://www.hakuyu-kai.or.jp/toranoko/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成 14 年 11 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 博友会	
職員数	常勤職員： 19 名 非常勤職員： 15 名
専門職員	（専門職の名称）
	嘱託医： 2 名 栄養士： 2 名
	保育士： 28 名 調理員： 1 名
	看護師： 1 名 事務員： 1 名
施設・設備 の概要	（居室数）保育室 6（ほふく室 1） 一時預かり保育室 （設備等）トイレ園児用 6・沐浴室・ プール

③理念・基本方針

理念：一人ひとりの成長を温かく見守り、保護者が安心して預けられる園、地域に愛される園づくりを目指す。

基本方針： 1) 子ども、保護者、地域社会から信頼される保育
2) 健康、安全等基本的生活習慣を身に着ける保育
3) 一人ひとりを大切の育てる保育

④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 3歳以上時にも主食を提供して、全園児完全給食
- 2) 3歳・4歳児体操教室、4歳・5歳児英語教室、5歳児水泳教室等の特別教室
- 3) 休日保育・病後児保育等の特別保育
- 4) 支援センターの充実・地域子育てサロンへの参加をして地域との交流を図る。
- 5) 一時保育の定員を増やして就労を助ける。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成元年 5 月 24 日（契約日） ～ 令和 2 年 3 月 27 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 23 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・組織の運営管理において、園長は遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを積極的に行っています。また、経営の改善や業務の実効性を高めるための取り組みとして ICT を導入し、指導力を発揮しています。
- ・子どもの定員人数に対し十分な職員数を配置し、ICT の活用と相まって、職員の休憩時間の確保や希望日、希望日の有給休暇の消費、残業の廃止等を実現し、労務環境の快適性と保育内容の充実を図っています。
- ・園庭の狭さへの工夫として、危険を回避するために、子どもの年齢で時間差を設ける、積極的に近くの広場や神社へ園外保育に出かけるなど、自然環境に触れる機会を増やし、子どもの興味を広げています。また、幼年消防隊・英語教室・水泳教室等により興味や意欲を引き出し、心身の発達を促す活動を取り入れています。
- ・個別の発達状況を見ながら、個別遊びから、集団遊びに移行し、友達との関わりを深め生活と遊びを通してルールを学び社会性を育てています。
- ・保護者が安心して子育てができるよう、お便り帳を活用の上、相談内容は相談受付簿に記録の上、園全体で共有し、さらに、必要に応じて他の専門職職員からの助言が得られる体制があり、園は休日保育や病後児保育一時保育等も実施し、365 日対応の保育を提供しています。

◇改善を求められる点

- ・中・長期的なビジョンと事業計画が策定されていません。また、中・長期計画を踏まえた単年度計画になっていません。
- ・「期待される職員像」について、人事評価規定の評価基準の最高レベルに限りなく近いものという暗黙の了解になっているため、明記が求められます。
- ・標準的な保育の実施方法について、各マニュアルには断片的に掲載していますが、文書化していません。またこれを基にした PDCA が実施できず、標準的な実施方法の策定が求められます。
- ・アセスメントの不足と、指導計画の策定の手順や方法を定めた文書がありません。これらを基にした指導計画の策定が求められます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- ・評価の結果を真摯に受け止め、配慮に至らない項目を早急に改善し、より良い施設環境作りをして参ります。
- ・保育士の資質向上を図る上で、中・長期計画を踏まえた単年度計画の取り組みを行っ

ていきます。ご指摘を受け指導計画の策定の文書化に取り組みました。

- ・職員像を明確に、またアセスメントの見直し等、園内研修に反映させながら職員の意識向上を図り「一人ひとりを大切に育てる保育」を基本に、保護者、地域に愛される園作りに励みます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育所内のいたるところに、保育方針、保育目標を掲示し、「入園のしおり」にもわかりやすく記載し、職員には職員会議の場で園長の話の中で伝え、年2回行う自己評価で周知状況を確認し、保護者への説明は入園の際に行っていますが、理念については、入園説明会にて説明をしますが、「入園のしおり」と園内の掲示やホームページに記載はなく、職員、保護者への説明がありません。また、家族への周知状況の確認は行っていません。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	①a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の担当部署が社会福祉事業全体を、園長が地域の福祉動向をそれぞれ把握・分析し、会議の場やメールリスト(既読の確認がある)で伝達しています。市担当課とは常に保育ニーズ等のやり取りをしています。把握された福祉動向や保育ニーズと、公認会計士による毎月の財務内容報告を加味し、毎月開催する法人「事務連絡会」にて経営状況の把握と分析が行われています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>現状の把握分析により経営課題が明確になっており、園長が出席の役員間で共有され、経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組みを行っています。園長・リーダークラスへの周知はできていますが、職員全体の周知までは行っていません。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 中・長期計画は策定されていません。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 中・長期計画は策定されていません。 (単年度の「事業計画」は単なる行事計画ではなく、実行可能な具体的な内容となっています。実施状況の評価を行える内容となっています。)		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> 全職員が4つの委員会のいずれかに所属し、「事業計画」の策定に関与しています。実施状況の把握や、評価・見直しは委員会を中心に行っています。事業の実施毎に会議の場で職員へ伝えていますが、委員会での検討内容は、職員全体に周知されていません。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 行事計画については園長より入園説明会、保護者会で説明し、保護者会に説明し、保護者会等の欠席者には、園長が直接説明していますが、事業計画の資料配付、説明や周知は次年度からの予定です。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> 年2回「職員の自己チェックシート」による自己評価を行っています。各職員の自己評価は園長が評価し、数値化・グラフ化して個々の資質向上につなげています。さらに施設全体の集計を実施し、保育の質の向上に役立てています。また、年2回、教育委員会主催の「グループディスカッション」を実施し、個別ケース対応を含む検討会を全職員で取り組んでいます。第三者評価の受審は今回が初めてです。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> 職員の個別課題から施設全体の課題の分析を行い、文書化し、職員会議の場で課題の共有		

化を図っています。課題についての改善計画や改善策はリーダー会議で作成していますが、評価・見直しは随時の取り組みで、計画的には実施していません。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割と責任を職員会議等で表明し、職務分掌を文書化し、有事における園長の役割・責任も明確化していますが、保育所内の広報誌に自らの役割と責任についての記載はありません。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人本部は法令遵守の徹底方針を掲げ、そのための基礎知識や最新情報、関連する他法・他制度を学ぶ研修会の実施や、ほぼ毎日の情報メール配信を行っています。園長は法人内の研修会等に加えて、外部研修に参加するなど、幅広く法令・制度を学び、労働環境を改善する取り組みや、職員に対する法令遵守の徹底を図っています。法令については、法人本部からのメールの内容を、職員会議で説明の上、各保育室に配置したタブレットに配信し、園長は全職員の「既読」・「未読」で周知状況を確認しています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、法人全体の会議と施設内の全会議に加え、4つの専門員委員会の会合に出席しています。保育の質の向上のため、年2回の職員との個別面談で意見を収集する機会を設け、日々の保育に関するアドバイスも実施しています。職員の資質向上のため、外部の研修会に積極的に参加させていることや、内部においても積極的に研修・教育する場面を設けています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、業務の実効性を高める取り組みについての報告を法人に行い、法人の人事、労務、財務等の分析を把握し、園内の会議の場で経営の改善や、意識形成に努め、職員から提案のあったICTの導入を取り入れ、自らもその活動に積極的に参画しています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事管理については、法人が園長の意見を取り入れながら行っています。子どもの人数が定員になった場合でも、余裕をもって職員を適切に配置する等具体的な取り組みを行っています。職員が有給休暇、産休・育休をとりやすい人員の確保を具体的に行っていますが、文書化した具体的な計画書はありません。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「人事評価規程」に基づく人事評価基準を全職員に配付し、「期待する職員像」を限りなく5に近い評価と定めているようですが、明記したものではありません。年2回の職員の自己評価と園長評価を行い、それに基づく個別面談の機会を設け、個々の改善策を検討、実施しています。昇給や賃金規程との関連付けを行ない、公平性を担保した総合的な取り組みを実施しています。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の時間外労働の把握、有給休暇取得については、本人の希望を優先し、有給休暇の取得状況は園と法人で管理しています。改善策については、社労士より働き方改革の研修会があり、改善計画に反映しています。定期的・随時の個別面談で、職員の悩みを受け止めています。福利厚生面では、法人の中には相談窓口があり、ハラスメント、メンタル面等での相談ができます。また、職員互助会で、旅行割引や、栄養指導、人間ドッグ、健康増進施設があり、プール・フィットネスクラブ等の利用等、総合的な福利厚生を実施しています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「期待される職員像」は文字化していないため、明言しているとは言えませんが、人事評価基準で個別の目標を設定し、自己評価において達成度を確認し、来期の目標設定を行う仕組みがあります。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「期待される職員像」は明言しておらず、文字化もしていませんが、毎年度の事業計画において、研修計画が定められており、外部の研修への参加や内部研修の実施について定められ、実施しています。研修計画や研修内容などの評価と見直しは、定期的には実施できていません。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの個別の状況を把握し、「静岡県保育士キャリアアップ研修」などの外部研修には勤務扱いとして、組織として配慮しています。新任研修やリーダー・主任研修を行っていますが、習熟度に合わせた個別的なOJTは計画的には行っていません。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れのマニュアルを整備しています。プログラムはその都度、学校側と常時連携して作成の上、実施していますが、専門職種の特性に配慮したプログラムの準備はありません。また指導者に対する研修は実施していません。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人と施設のホームページを通じて、保育所の事業や財務等の情報を公開していますが、園の理念・事業計画・事業報告・予算・決算情報の掲載はありません。地域に向けて、保育園としての事業である病後児保育・休日保育・一時預かり保育の実施を紹介し、ホームページには3か月ごとに苦情・相談の内容や改善策についても掲載していますが、理念や基本方針についての記載はありません。また、第三者評価の受審は今回が初めてです。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>適正な経営・運営のために、定期的に外部の公認会計士による内部監査を実施し、その報告書を元に、経営改善に向けての取り組みを実施しています。保育所における経営・運営のルールについて、保育園の職員までの周知までは至っていませんが、職務分掌については資料を配付し、周知に努めています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「地域社会から信頼される保育」を目指し、地域の情報をお便りや掲示板に掲載する等、保護者に情報を提供しています。地域の行事参加するときには、職員付き添いの体制が整っています。保育園の行事に地域の人々を積極的に招き、交流を図っています。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受け入れマニュアルに、受入れの基本方針を明文化し、ボランティアが子どもとの交流を図るうえで、必要な心構えや心得については記載がありますが、マニュアルとはなっておらず、地域の学校教育に関しての明文化はしておらず、必要は研修や、支援は行っていません。しかし、中学校の職場体験等、学校教育への協力を積極的に行ない、最近、発達障害の高校生の受け入れを実施しています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園長が市内の園長会に出席し、社会資源の把握やネットワーク化に努めています。地域の病院や子育て支援センターとのネットワーク化、市の担当課や児童相談所との連携体制は構築されていますが、具体的な対応には至っていません。また、社会資源の把握については、職員間で情報共有はされていません。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	①a・b・c
<p><コメント></p> <p>地区の一貫研修会（保育園・幼稚園、小学校、中学校の連携）に毎回、職員1～2名が参加して、地域の具体的な福祉ニーズや生活課題を把握し、活動をしています。地域子育て支援拠点「プチとらパーク」を開設し、地域の福祉ニーズへの具体的な対応を実施しています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	①a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育園として病後児保育・休日保育・一時保育の対応をしています。グループ法人において、発達障害者支援事業所を開設し、保育所とも協働しています。福祉避難所として登録し、公益的な活動の他に、地域の要望により、事業計画にないもので、年1回、未就学児と一緒に過ごす時間を設けています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育について基本方針に明示し、職員や保護者に周知をしています。子どもが親しみを持てる手作りのおもちゃを作成し、皆で共有して遊べる環境を提供しています。また、外国人の保護者（字を読むことが困難な保護者）に対して、担任が送迎時に直接</p>		

<p>話をし、お便りにはフリガナをふるなどして対応し、保護者に対して、入園前説明会で、子どもの尊重について基本方針を説明し、理解を図っています。また、接遇マニュアル等に子どもの尊重や基本的人権への配慮を示しており、今年度中に「子どもを尊重する保育」セルフチェックを実施する計画ですが、定期的に把握・評価する取り組みには至っていません。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護について、年中以上児にはトイレの扉あり、年長児のプール着替えは時間差であるなど設備や保育の工夫があり、保育実践の現場で守られていますが、周知まではしていません。また、規定やマニュアルは個人情報保護に重点を置き、「子どものプライバシー保護」の概念や、具体化の項目がありません。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠a・b・c
<p>資料は掲載事項を定め、園の特徴の紹介もあり、地区の保幼小中学校連絡会で毎年度作成し、市役所や各施設に配布設置しています。内容は写真やイラストを使用し、わかりやすい文章で情報提供をしています。保育所の利用希望者には、月日や時間帯を指定することなく応じ、丁寧な説明や施設内の案内等を行い、記録に残しています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者には重要事項説明書・パンフレット・入園のしおり等を使用して、わかりやすく説明して書面で同意を得ています。特に配慮が必要な保護者への説明には、朝会議や職員会議等で、随時、方法等を周知し、園務日誌に記録していますが、説明についてのルール化はしておらず、慣用化しています。通訳を介するなどの配慮についても、職員に周知しています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・㉠c
<p><コメント></p> <p>退園時の手続き時、保険加入の証明書を手渡すことになっていますが、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書は定めがなく、特定の担当者や窓口の開設はしていません。また、保育所の利用終了時に、その後の相談方法等の説明と、その内容を記載した文書を渡していません。次年度より入園のしおりに記載します。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は日々の保育の中で、子どもの表情や行動から、満足度の把握に努めています。市で行う保護者の満足度調査には、集計から分析まで自園の職員も参加し、その結果を職員会議で精査し、協議を行って、改善の目標を立て取り組んでいます。</p> <p>園長は、懇談会以外にも奉仕作業や運動会など、保護者が集まる場を利用して、要望を聞くなど、保護者の満足度の把握と向上を図っています。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉗・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制を整備し、施設内にも説明の掲示物や意見箱を備えています。意見箱は園長や主任が頻回に開錠し、確認し、苦情の内容は苦情解決規定に基づいて、速やかに対処し、記録に残しています。3か月に1度、ホームページに公表の仕組みもあり、申し出を受けた内容は職員全員に周知し、記録は施錠できる保管庫にしています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>文書の作成や配付はしていませんが、掲示物で案内し、相談の受け入れは園便りや、日々の会話で周知しています。依頼があった保護者には、他の保護者から目につきにくい部屋を用意し、担任以外でも保護者が希望する職員が対応できるようになっています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉗・b・c
<p>お便り帳の活用率が高く、保護者も職員も積極的に記入しています。園長も日々、目を通し、保護者の意見や要望をくみ取っています。記録方法、報告の手順、対応策の検討などについての規定を整備し、保護者からの意見に対して、園長と関係職員が協議し、申し出のあった保護者速やかに対応するとともに、職員全員が内容を共有し、保育の質の向上に関わる取り組みをしています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>園長を責任者とするリスクマネジメントの体制があり、事故防止マニュアルにおいて手順や各職員の対応を明示し、環境委員会を設置し、園内のヒヤリハットマップを作成して掲示し、ヒヤリハットを随時記入し、リーダー会議から職員会議で協議しています。ヒヤリハット・事故防止の収集を行い、改善や再発防止に努め職員の注意喚起をしています。園内は「安全点検簿」により朝夕の2回、2人の職員で巡回しています。園長は月に1度、安全点検簿の全ての箇所を確認していますが、収集に不備があり、収集体制が十分とは言えず、また、他園の事故をも含む事例検討会への取り組みまでには至っていません。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>園長を責任者とし、保健衛生委員会を設置して、感染症の予防管理体制を整備しています。「感染症の予防と対策マニュアル」が有り、看護師や保健委員会により、園内研修で職員に周知を図り、日々の保育の中でも、予防策の実行や衛生管理に努め、感染症の発生時には、保護者への情報提供を適切に行っていますが、定期的な見直しとはなっていません。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>災害に対して子どもの安全確保のマニュアルを整備し、対応の体制を整備しています。災害発生時の安否確認の方法を定め、年に1度、保護者への引渡し訓練や、毎月の避難訓練等を行い、子どもや職員・保護者が、災害時の安否確認の方法は決めています。職員の周知状況は確認してありません。</p> <p>また、年長児は幼年消防クラブ活動に、職員は地区防災会に参加する等、地域との連携の構築に努めています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・ c
<p><コメント></p> <p>各マニュアルには断片的に掲載していますが、保育の標準的な実施方法は策定中です。子どもの尊重と権利擁護に関わる姿勢は明示しています。散歩についてのマニュアルは実用的にできています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・ c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法を文書化していないため、これを基にしたPDCAは実施できません。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>新入時には個別面談により、同一の様式で成育歴や生活等の聴き取りを行い、園長の責任の下に複数の担当者が協議し、個別の指導計画を作成しています。作成の際には、主任や園長が助言や確認する手順があり、法人の病院や市の臨床心理士の定期的来園により、保育所以外の関係者がアセスメントして、保育のアドバイスをしています。指導計画は定期的に振り返りを行い、次の計画に反映しています。しかし、アセスメントが十分ではなく、策定の手順や方法を定めた文書は策定していないため、体制が確立しているとは言えません。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>新入時には個別面談により、同一の様式で成育歴や生活等の聴き取りを行い、園長の責任の下に複数の担当者が協議し、個別の指導計画を作成しています。作成の際には、主任や園長が助言や確認する手順があり、法人の病院や、市の臨床心理士の定期的来園により、保育所以外の関係者がアセスメントして、保育のアドバイスをしています。指導計画は定期的に振り返りを行い、次の計画に反映しています。しかし、アセスメントが十分ではなく、策定</p>		

の手順や方法を定めた文書は策定していないため、体制が確立しているとまでは言えません。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a・b・c

<コメント>

個別の保育記録に、子どもの発達や生活状況を記録しています。また、年度末には成長過程を個々に簡潔にまとめ、次のクラス担任が把握出来るようにファイル化しています。子どもの状況について、職員間で情報共有するための打合せや会議を設けています。しかし、それらの記録ための要領は策定していません。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a・b・c

<コメント>

個人情報保護規定や記録保存規定があり、記録の管理者は園長となっています。職員は各規定やマニュアルの読み合わせ研修を行うなどして、個人情報保護既定等を理解し、遵守しています。保護者には入園の際に説明し、毎年、誓約書として同意を得て園で保管しています。

しかし、情報開示についての記載もあります。

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年間指導計画は児童福祉の趣旨をとらえ、園の保育目標や理念を明記し、クラス担任等保育に関わる職員はもとより、看護師・栄養士などが参画して作成しています。計画は子どもの発達過程別に組まれ、地域との連携や保護者への配慮もあります。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年間指導計画は児童福祉の趣旨を捉え、園の保育目標や理念を明記し、クラス担任等保育に関わる職員はもとより、看護師・栄養士などが参画して作成しています。計画は子どもの発達過程別に組まれ、地域との連携や保護者への配慮もあります。室内の温湿度、寝具やアスファ水の設置で、玩具等の衛生管理、食事や午睡の環境の確保、トイレでは手すり付きの小便器や、常時、換気扇の作動と消臭剤の併用により防臭に配慮し、安全を保持しています。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童票や心身の発達記録票により、子どもの個別性を把握・記録し、指導計画に反映しています。子どもとゆったり関わることができる職員体制で、全職員が個別の情報を共有して保育しています。</p> <p>見学の際には、マニュアルに基づき、愛情ある接し方や言葉づかいで保育にあたっています。また、子どもの気持ちに沿って適切に対応していることを、保育日誌に記載しています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>個別の指導計画を立て、一人ひとりの発達に応じて無理なく生活習慣が身に付くようにしています。また家庭とは連絡帳を活用して連携を密にして、生活習慣の確立に努めています。保健委員会が劇やパネルシアター、ブラックパネルなどを工夫し、基本的な生活習慣の大切さを視覚的に伝え、保育の現場では子どもの自発性を尊重し強制することなく身に付くよう援助しています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちは、自由な発想で使用できる材料や道具、玩具や文具を選んで遊ぶことができ</p>		

<p>ます。園庭が狭いので、危険を回避するために、子どもの年齢で時間差を設ける、積極的に近くの広場や神社へ園外保育に出かけるなどの工夫をしています。また、虫の飼育や畑での野菜作りをで、自然に親しむ機会や、同法人の介護施設などを訪問し、年長児が交流する機会を設けています。英語教室などでは外部の講師に接する機会があり、体操教室やプール教室で、施設に移動する際には、静かにするなどのルールや、物の取り合いや喧嘩の際には、「ごめんね」が言えるかなども学んでいます。</p>			
A⑥	A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの定員人数に対し十分な職員数を配置し、個々の発達の状態の把握や、それに応じた接し方で保育を提供しています。寝ている子どもが安眠できるスペースや、沐浴室等の環境を確保し、職員は発達過程に応じた遊びを提供するなどして、子どもの様子を確かめながら保育に当たっています。保護者とは連絡帳で知らせ合い、ともに育てる姿勢でコミュニケーションを図っています。</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得の働きかけは日常の保育の中で子どもの発達に応じ、自発性を尊重しながら、繰り返してできるように保育を提供しています。子どもが過ごす環境は、マニュアル等に基づいて、安全面への配慮を十分に心がけ、探索や集団・自由遊びの中から友達関係や社会性を学べるよう、保育士が関わっています。また、送迎時や連絡帳を通して、園と家庭の双方の連続性を、保つようにしています。</p>			
A⑧	A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年長児幼年消防隊・英語教室・水泳教室等により興味や意欲を引き出し、心身の発達を促す活動を取り入れています。各年齢、個別の発達状況を見ながら、個別遊びから集団遊びに移行し、友達との関わりを深め生活と遊びを通してルールを学び社会性を育てています。また、市の展覧会への作品の出展や、園の運動会等には卒園児を招待するなどにより、保護者や地域、小学校に伝える配慮をしています。</p>			
A⑨	A-1-(2)-⑧	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>配慮を必要とする子どもの個別支援計画を作成し、必要に応じて臨床心理士に相談・助言を受けています。職員は障害児保育の研修に参加し、研修で得た知識や情報を保育所内で共有しています。現在、全保護者に理解を求めて保育にあたるような、障がいの子どもがいないため、保護者向けの取り組みは特にしていません。</p>			

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>長時間保育を希望する保護者は、時間延長保育を申請し、それにより保育計画に反映しています。朝夕の延長保育に当たる職員は複数で対応し、子どもの人数や状況に応じて、以上児と未満児が合同保育で、遊びやおやつを共にして、子どもの気持ちに寄り添った保育の提供をしています。職員間や対保護者への対応に齟齬がないように、伝達ノートやメモにより情報の伝達をしています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は日頃から地域の一環研修や、情報交換会等に参加して、地域の小学校と連携を図っています。また、保育要録記入の研修を受け、園長の責任の下に作成し、学年主任等が就学先の担当教諭と面談し、子どもの状況を伝えています。保護者には懇談会や、お便りなどで情報提供し、相談を受けるなどしています。子どもは年間保育計画に基づき、学校行事への参加や、給食配膳にトレーを使用する等して、就学に関心や期待が持てるよう保育をしています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理のマニュアルや保健に関する計画に基づいて、一人ひとりの心身の健康状態を把握・記録に残しています。日々の状態は「体調管理票」で保護者がチェックして、園に提出し、保育士や看護師がそれに応じた対応や、観察をする仕組みがあります。個別の健康カードに健診結果や既往歴・予防接種の記録を掲載し、保護者には、園の取組みや健康情報をお便り等で提供し、協力を得ています。園では保健衛生委員会が中心になり、保健に関する園内研修を行い、保健衛生の知識の習得を図っています。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、0歳児の保護者には直接説明し、園便りや玄関設置の感染症情報板、ポスターなどにより情報提供をしています。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康診断・歯科検診が年間行事に組み入れ、その結果を個人の健康管理票に記録しています。結果は保護者に速やかに伝え、フォローが必要な子どもには、看護師が保護者に伝え、医療機関への相談や受診等の相談窓口となっています。</p> <p>子どもには、看護師や保健委員会が中心となり歯の衛生や病気の予防等を劇や紙芝居にして、わかりやすく伝えています。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>アレルギー対応マニュアルが有り、職員は手順や対応を確認し、研修会を設けています。看護師を中心に保護者や医師と連携し、個別の配慮を関係職員が共有しています。また「健</p>		

<p>康上注意を要する園児」として慢性疾患児の緊急対応の方法を明記したカードを、各教室に設置しています。保護者には園での取組を伝え、要望を聞くなどして双方の理解と注意を深めています。他の子どもの疾患等についての、理解を得るまでには至っていません。</p>		
<p>A-1-(4) 食事</p>		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育全体の計画や食育委員会年間計画に位置付け、食を営む力の基礎作りに取り組んでいます。計画は、各クラスで年齢や発達、季節や行事に沿ったものになっています。給食は、十分な活動後に落ち着いた雰囲気ですべられるように配慮の上、子どもの発達に合わせた食器を使用し、個人差や食欲に応じた量を提供し、家では食べない物も「一口」の働きかけをしています。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>マニュアルに基づき衛生管理を行ない、子どもの発育状況を考慮した調理の工夫をしています。献立は地域の食材を取り入れ、旬の食材を使って季節や行事に合ったものを提供しています。また、検食・残食調査簿を設置し、給食職員は子どもへの聞き取りや、子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握して、献立・調理に反映し、市の給食会議でも検討しています。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所の方針や計画・日々の保育の意図などは、方法と機会をとらえて保護者に伝え、理解と協力を得ています。日々の登降園時の会話やお便り帳を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしています。また、家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて、保護者相談受付簿、保育日誌等に記録しています。</p>		
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p style="text-align: center;"><コメント></p> <p>保護者が安心して子育てができるよう、日頃から話を聞いて助言をし、お便り帳への記載は保育士も口頭での返答や、便り帳への記載をしています。相談内容は相談受付簿に記録し、園長に報告し、園全体で共有して支援するようしており、さらに、必要に応じ、他の専門職職員からの助言が得られる体制があります。園は休日保育や病後児保育等も実施し、365日対応の保育を提供する他、隣接する子育て支援センターは、相談や活動の場になっています。</p>		

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>虐待防止マニュアルには発見のチェックシートや対応のフローチャートがあり、職員室には児童相談所などの関係機関との連携フローチャート図を掲示しています。日々の保育でオムツ替え時や表情等から子どもの心身の状態を観察し、保護者との会話から家庭状況等の察知に努めており、変化に気付いた時には職員間で共有し、協議できる体制をとり、関係機関との連携体制は構築されています。園内の読み合わせや、園長からの話で職員に注意喚起をしています。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人主導で年間に2回、園主導で2回の自己評価を行っています。園の自己評価は、園長との面接により、各自の保育を振り返る機会になっています。全体の結果は主任が集計し、リーダー会議や職員会議で、課題の分析や改善策を話し合い、保育計画に反映するなどして、専門性や保育の質の向上を図っています。</p>		